

第1章 総則

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）及び尾道市火災予防条例（平成17年条例第272号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、消防用設備等に関する申請又は届出等に係る図書の審査及び検査に關し、統一的な運用の確保を図るために必要な基準を定めることを目的とする。

第2 用語

この審査基準の用語は、次の例による。

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 「条例」とは、尾道市火災予防条例（平成17年条例第272号）をいう。
- 6 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 7 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 8 「無窓階」とは、規則第5条の3に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- 9 「建築物」とは、建基法第2条第1号に規定するものをいう。
- 10 「居室」とは、建基法第2条第4号に規定するものをいう（第3章第2節第17「誘導灯」を除く。）。
- 11 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 12 「特定主要構造部」とは、建基法第2条第9号の2イに規定するものをいう。
- 13 「延焼のおそれのある部分」とは、建基法第2条第6号に規定するものをいう。
- 14 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 15 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 16 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 17 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 18 「耐火建築物」とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 19 「準耐火建築物」とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 20 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 21 「特定防火設備」とは、防火設備のうち、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 22 「地階」とは、建基令第1条第2号に規定するものをいう。
- 23 「避難階」とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。
- 24 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 25 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 26 「階数」とは、建基令第2条第8号に規定するものをいう。
- 27 「避難階段」とは、建基令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- 28 「特別避難階段」とは、建基令第123条第3項に規定するものをいう。
- 29 「小屋裏」とは、小屋ばりと屋根に囲まれた部分をいう。
- 30 「天井裏」とは、天井と小屋ばり又は直上階の床に囲まれた部分をいう。
- 31 「J I S」とは、日本産業規格をいう。
- 32 「検定品」とは、登録検定機関（法第21条の48第2項に規定する登録検定機関をいう。）の検定に合格したものをいう。
- 33 「認定品」とは、登録認定機関（規則第31の4第2項に規定する登録認定機関をいう。）において、技術基準等に適合していることを認定されたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターによる認定品及び日本消防検定協会による認定評価品等）をいう。
- 34 「品質評価品」とは、日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の

施行日以前に当該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。)をいう。

- 35 「評定品」とは、一般財団法人日本消防検定協会が行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。
- 36 「低圧」とは、直流で750V以下、交流で600V以下のものをいう。
- 37 「高圧」とは、直流で750Vを、交流で600Vを超えて7,000V以下のものをいう。
- 38 「特別高圧」とは、7,000Vを超えるものをいう。
- 39 「常用電源」とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。
- 40 「非常電源」とは、一般負荷の常用電源が火災等の際停電した場合でも、消防用設備等が使用できるように設けるものをいう。
- 41 「予備電源」とは、万一非常電源が故障したり、容量が不足した場合でも、最小限度消防用設備等の機能を保持するために設けるものをいう。
- 42 「防災センター等」とは、防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建基令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。

第3 施行期日等

- 1 この基準は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物のうち、施行後の基準に適合しないものは、なお従前の例による。

第4 改正経過

- 1 令和8年2月1日 【制定】